

平成 21 年度に実施した法科大学院 認証評価に関する検証結果報告書

平成 23 年 1 月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）では、法科大学院認証評価を開放的で進化する評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、平成 17 年 1 月に文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）となつて以降、平成 17 年度及び平成 18 年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）において、評価の終了後、評価対象校及び評価担当者へのアンケートを実施し、その結果等をもとに評価の有効性、適切性について検証を行った。なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

この結果、評価内容・方法等の改善・充実すべき点を把握でき、平成 18 年度及び 19 年度実施の認証評価（本評価及び予備評価）に反映させた。（この検証結果は「平成 17 年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」、「平成 18 年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」としてまとめている。）同様に平成 19 年度及び 20 年度実施の認証評価においても評価終了後、アンケート調査を実施し、検証を行い、平成 20 年度、21 年度実施の認証評価に改善点等を反映させた。（この検証結果は「平成 19 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」、「平成 20 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてまとめている）

平成 21 年度実施の法科大学院認証評価（本評価）においても、引き続きアンケート調査を実施して検証を行うこととし、ここに平成 21 年度実施の認証評価（3 大学）に関わる調査とその検討による検証結果を取りまとめた。

目 次

はじめに

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要	1
-----------------------	---

II 平成 21 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法	5
------------	---

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について	8
(2) 評価担当者に対する研修について	11
(3) 自己評価書について	12
(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について	14
(5) 書面調査・訪問調査について	16
(6) 評価結果（評価報告書）について	19
(7) 評価を受けたことによる効果・影響について	22
(8) 評価の作業量・スケジュール等について	27
(9) 評価についての全般的な意見・感想	31

3. 総括	32
-------	----

参考資料

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【評価担当者】

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要

平成 21 年度に実施した認証評価の検証結果を取りまとめるに当たって、まず機構が実施した法科大学院認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況について、5 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている（学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）。

機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より、認証評価（予備評価）を開始した。（この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。）

1. 目的

法科大学院認証評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、以下のことを実施した。

- （1）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （2）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （3）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

ただし、予備評価は、基準の全てについての適合状態の評価ではないため、評価基準に適合しているか否かの認定は行わず、評価結果の社会への公表も行わない。

2. 実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者に

より構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を設置するほか、各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会が取りまとめる評価報告書原案の調整等を行うため、運営連絡会議を設置した。

また、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施するため、教員組織調査専門部会、及び評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会を設置した。

3. 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

（1）法科大学院における自己評価

対象法科大学院は、「自己評価実施要項」等に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

（2）機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査は、「自己評価実施要項」に基づき対象法科大学院が作成した自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて、対象法科大学院の状況を分析した。
- ② 訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できない内容等を中心に調査を実施した。
- ③ 基準ごとに自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにした。
- ④ 章ごとに基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行った。
- ⑤ 全ての基準を満たしている場合に、法科大学院評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、その旨を公表した。（一つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないものとして、その旨を公表することとしている。）

4. スケジュール

- (1) 平成 20 年 6 月から 8 月にかけて国・公・私立大学等の関係者に対し、説明会を実施し、機構が実施する法科大学院認証評価の仕組み、方法などについて説明を行った。
- (2) 平成 20 年 7 月から 9 月にかけて、3 大学から法科大学院認証評価（本評価）の申請を受け付けた。
 - 国立大学（3 大学）
 - 筑波大学 大学院ビジネス科学研究科 法曹専攻
 - 信州大学 大学院法曹法務研究科 法曹法務専攻
 - 静岡大学 大学院法務研究科 法務専攻
- (3) 平成 20 年 6 月から 8 月にかけて法科大学院の自己評価担当者等に対する研修を実施し、自己評価書の作成方法などについて説明を行った。
- (4) 平成 21 年 6 月に教員組織調査担当者及び、評価担当者に対する研修を実施し、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。
- (5) 平成 21 年 6 月末までに、対象法科大学院を置く 3 大学から自己評価書の提出を受けた。
- (6) 自己評価書の提出を受けた以降の評価作業スケジュールは、次のとおりであった。

21 年 7 月	書面調査の実施
8 月	教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討）
9 月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び役割分担の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
10～12 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12 月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）

(7) 平成 22 年 1 月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果（案）を決定し、評価結果を確定する前に対象法科大学院を置く大学に通知した。

(8) 評価結果（案）に対する意見の申立ての手続きを経て、平成 22 年 3 月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果を確定した。

5. 評価結果

平成 21 年度に認証評価（本評価）を実施した 3 法科大学院のうち、2 法科大学院が評価基準に適合しており、1 法科大学院が適合していないとする評価結果となった。

機構はこの評価結果を平成 22 年 3 月 29 日付けで、対象法科大学院を置く大学に対して通知し、機構のウェブサイトにおいて「平成 21 年度法科大学院認証評価実施結果報告」として公表するとともに、文部科学大臣へ報告した。

※ 法科大学院評価基準要綱は機構ウェブサイトを参照のこと。

Ⅱ 平成 21 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法

(1) アンケート調査の実施

平成 21 年度認証評価の対象法科大学院を置く大学（以下「対象校」という。）及び評価担当者に対し記名選択式回答（5 段階・2 段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施した。

アンケート調査項目は次のとおりである。

〔対象校〕

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 訪問調査等について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
 - (1) 評価報告書の内容等について
 - (2) 自己評価書及び評価報告書の公表について
 - (3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 本評価にあたっての予備評価の効果について
9. 評価の実施体制について
10. その他

〔評価担当者〕

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 自己評価書について
 - (2) 書面調査について

- (3) 訪問調査について
- (4) 評価結果について
- 3. 研修について
- 4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
- 5. 評価部会等の運営について
- 6. 評価全般について

(2) アンケート調査結果等の検証

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査項目から、主要な項目を分類・整理し、項目別に分析を行った。その上で、法科大学院評価課が別途実施したアンケート調査及び評価実施過程において機構が把握した問題点等も踏まえ、評価の有効性、適切性を検証した。

分析項目は以下のとおりである。

- (1) 基準及び解釈指針について
- (2) 評価担当者に対する研修について
- (3) 自己評価書について
- (4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について
- (5) 書面調査・訪問調査について
- (6) 評価結果（評価報告書）について
- (7) 評価を受けたことによる効果・影響について
- (8) 評価の作業量・スケジュール等について
- (9) 評価についての全般的な意見・感想

※ アンケート調査に係る補足事項

1. アンケート用紙配付日程

	平成 21 年度
対象校	平成 22 年 3 月 30 日
評価担当者	平成 21 年 12 月 25 日

2. 平成 21 年度アンケートの回収状況

	回答数	回収率
対象校	3 校中 3 校	100%
評価担当者	19 名中 13 名	68%

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について

機構が定める基準及び解釈指針の構成や内容が、法科大学院の教育活動等に関する「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして適切であったか、また、基準及び解釈指針の中で対象校が自己評価を行う際に自己評価しにくいもの、評価担当者が評価しにくいものがあったかどうかなどについて検証を行った。

①評価の目的等との関係

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等の質を保証するために適切であった」(機関1-①、評1-①)か及び「教育活動等の改善を促進するために適切であった」(機関1-②、評1-②)か質問したところ、「質の保証」に対して、対象校では肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校であった。評価担当者では、肯定的な回答が62%(「強くそう思う」8%、「そう思う」54%)、「どちらとも言えない」が38%であった。

「改善の促進」に対しては、対象校では、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校、評価担当者では、肯定的な回答が77%(「強くそう思う」8%、「そう思う」69%)、「どちらとも言えない」が23%であった。

いずれについても対象校の2校、評価担当者の6割以上が肯定的に回答しており、基準及び解釈指針の構成や内容が教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という目的に照らして多くが肯定的な意見であるものの、どちらとも言えないという意見も一定数見られる。

一方、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった」(機関1-③、評1-③)かとの質問に対しては、対象校では、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校、評価担当者では、肯定的な回答が62%(「強くそう思う」8%、「そう思う」54%)、「どちらとも言えない」が38%であった。

対象校及び評価担当者の6割程度が肯定的に回答しており、基準及び解釈指針の構成や内容が「社会からの理解と支持」という目的に照らして適切であるとの評価が多くなされているものの、否定的又はどちらとも言えないという回答も一定数見られる。

※「機関〇-〇」…参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【対象校】」における番号に対応

「評〇-〇」…参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【評価担当者】」における番号に対応

次に、「教育活動を中心に設定していることは適切であった」（機関 1-④、評 1-④）かとの質問に対しては、対象校では肯定的な回答が 2 校（「強く思う」 1 校、「思う」 1 校）、「どちらとも言えない」が 1 校であった。評価担当者では、肯定的な回答が 92%（「強く思う」 8%、「思う」 84%）、「どちらとも言えない」が 8%であった。対象校の 2 校、評価担当者の 9 割程度が肯定的に回答しており、教育活動を中心とした基準及び解釈指針の設定について評価担当者には高く評価されていることが分かるが、対象校においてはどちらとも言えないという意見も 1 校見られる。

②具体的な評価基準等の構成・内容

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価しにくい基準又は解釈指針があった」（機関 1-⑤）か質問したところ、「ある」が 1 校、「ない」が 2 校であり、対象校の 1 校が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。

同様に、評価担当者に対するアンケート調査において、「評価しにくい基準又は解釈指針があった」（評 1-⑤）か質問したところ、「ある」が 42%、「ない」が 58%であり、評価担当者の 4 割程度が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。

次に、対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、「内容が重複する基準又は解釈指針があった」（機関 1-⑥、評 1-⑥）か質問したところ、全ての対象校の回答が「ない」であり、評価担当者では、「ある」が 8%、「ない」が 92%であった。

③評価と課題

基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という評価それぞれの目的に照らして適切であると評価されているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、基準及び解釈指針の内容や構成が、法科大学院の教育活動等について「社会からの理解と支持」という目的に照らして適切であったかという設問に対しては、対象校及び評価担当者とも多くが適切であったとするものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

法科大学院の教育活動等について「社会からの理解と支持」を得るという目的に照らして適切であったかについては、評価結果の公表方法等を含め、今後も引き続き検討・工夫をしていく必要がある。

なお、基準及び解釈指針の構成や内容について、教育活動を中心に設定していることについてはその適切性が認められているものの対象校においては、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

評価しにくい基準又は解釈指針があったかについては、対象校の1校、評価担当者の約4割が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。自由記述においては、評価担当者から、特定の基準又は解釈指針について判断が難しかったとの意見が見られた。

また、内容が重複する基準又は解釈指針があったかについては、対象校の全て、評価担当者の約9割が重複するものは無かったとしている。

(2) 評価担当者に対する研修について

評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施しているが、その内容について検証を行った。

①研修について

評価担当者に対するアンケート調査において、「研修の内容は役立った」(評3-③)か質問したところ、肯定的な回答が73% (「そう思う」73%)、「どちらとも言えない」が27%であった。評価担当者の約7割が肯定的な回答をしており、研修が有効であったと概ね評価されていることが分かる。

研修の内容についてみると、「研修の説明内容は理解しやすかった」(評3-②)かとの質問については、「そう思う」が82%、「どちらとも言えない」が18%、「研修の配付資料は理解しやすかった」(評3-①)かとの質問については、肯定的な回答が83% (「強くそう思う」8%、「そう思う」75%)、「どちらとも言えない」が17%であった。説明内容、配付資料については8割程度が肯定的な回答をしており、それぞれおおそ評価されていることが分かる。

また、「書面調査のシミュレーションは役立った」(評3-④)かとの質問については、肯定的な回答が58% (「強くそう思う」8%、「そう思う」50%)、「どちらとも言えない」が42%であり、評価担当者の約6割が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も4割程度見られる。

次に、研修時間について、「研修に費やした時間の長さは適当であった」(評3-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が73% (「強くそう思う」9%、「そう思う」64%)、「どちらとも言えない」が27%であった。評価担当者の7割程度が肯定的な回答をしており概ね評価されていることが分かる。

②評価と課題

評価担当者に対する研修の、説明内容や配付資料については、8割が理解しやすかったとの肯定的な回答であり、自由記述においても分かりやすかったとする意見が寄せられた。また、書面調査のシミュレーションではどちらとも言えないという意見が多く見られたことから、今後、現在の研修を基礎にさらに工夫していくことが望まれる。

(3) 自己評価書について

評価の実施に当たり対象校が作成した自己評価書が、機構の定める基準及び解釈指針に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

①自己評価書の記述について

対象校に対するアンケート調査において、「基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた」(機関2-(1)-①)かとの質問については、「そう思う」が全校であり、適切に自己評価ができたと認識していることが分かる。

また、「貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた」(機関2-(1)-④)かとの質問については、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校、「自己評価書の完成度は満足できるものであった」(機関2-(1)-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が2校(「そう思う」2校)、「どちらとも言えない」が1校であった。いずれについても肯定的な回答が2校であり、どちらとも言えないとする回答も1校ある。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「法科大学院の自己評価書は理解しやすかった」(評2-(1)-①)か質問したところ、「そう思う」が46%、「どちらとも言えない」が46%、「全くそう思わない」が8%、「自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた」(評2-(1)-②)かとの質問については、「そう思う」が38%、「どちらとも言えない」が54%、「全くそう思わない」が8%であった。肯定的な回答がそれぞれ4割程度にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答も6割程度あることから、対象校が適切に自己評価を行い、かつ分かりやすい自己評価書の作成ができたと考えているほどには、評価担当者は評価していないことが分かる。

次に、対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった」(機関2-(1)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校であった。

②自己評価書の添付資料について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」(機関2-(1)-②)か質問したところ、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校であった。このことから、蓄積していた資料での対応に困難を感じた対象校が少なかったことが分かる。

また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」(機関2-(1)-③)かとの質問については、「迷った」が1校、「迷っていない」

が2校であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた」（評2-（1）-③）か質問したところ、「そう思う」が23%、「どちらとも言えない」が69%、「全くそう思わない」が8%であった。評価担当者において、どちらとも言えないという回答が約7割を占め、肯定的な回答が2割、否定的な回答も一定数見られる。

③評価と課題

基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価がなされ、自己評価書が分かりやすいものとなったかについては、対象校は概ね肯定的な評価をしていることが分かるが、評価担当者は対象校ほど評価していない。

自由記述において、評価担当者からは、基準や解釈指針に対応する記述がなされていない対象校もあり、理解しにくかったとの意見も見られた。

自己評価書の添付資料については、対象校のうち2校が、どのようなものを用意すべきか迷わなかったとの回答であるが、蓄積した資料での対応では困難とする対象校は1校であることから、自己評価書作成段階で苦慮した対象校が少なかったことが分かる。一方、評価担当者からは、対象校の添付資料の不足を指摘する意見が見られた。

このような課題は、今後、対象校が評価の経験を積み重ねることにより、徐々に解消される面もあると思われるが、機構としても、研修会や説明会を通じて、機構の定める評価基準に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書作成に当たっての留意点についての説明を充実させるなど、引き続ききめ細かな対応が求められると考えられる。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

機構が実施する認証評価の趣旨・目的、実施方法等について理解を図るために実施する説明会や、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者等を対象に、認証評価の仕組み、評価方法及び自己評価書の作成方法等について一層の理解を深めてもらうために実施する研修会について、その有効性等の検証を行った。

①認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

対象校に対するアンケート調査において、認証評価説明会に関して、「説明会の内容は役立った」(機関4-③)か質問したところ、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校であった。あるも

また、説明会及び配付資料について、「説明会の内容は理解しやすかった」(機関4-②)かとの質問については、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校、「説明会の配付資料は理解しやすかった」(機関4-①)かとの質問については、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校であった。説明会の内容、説明会の配付資料、いずれについても、対象校の2校が肯定的な回答をしており、説明会の内容及び配付資料は理解しやすかったと概ね評価されていることが分かるが、どちらとも言えないとする回答も見られる。

次に、自己評価担当者等に対する研修会に関して、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った」(機関4-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校であり、研修会が概ね有効であったことがわかる。

また、研修会の内容及び配付資料について、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった」(機関4-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校、「機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った」(機関4-⑦)かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」1校、「そう思う」2校)であった。研修会の内容については2校が肯定的に回答しているが、どちらとも言えないとする回答も1校あった。また、配付冊子については全ての対象校が肯定的に回答しており、高く評価されていることが分かる。

一方、「自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった」(機関4-④)かとの質問については、「強くそう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校であり、必ずしも理解しやすかったと評価されているとは限らなかった。

②評価と課題

認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会の内容については、対象校

から、おおよそ理解しやすく役立ったとの評価がなされた。

また、資料については、説明会の配付資料及び自己評価実施要項等の冊子について、理解しやすいと概ね評価されている。特に自己評価実施要項等の冊子については全ての対象校が肯定的な回答をし、高く評価されているが、自己評価担当者等に対する研修会の配付資料については、必ずしも理解しやすいとは言えなかったことから、今後も引き続き認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会の内容を充実させていくことが望まれる。

(5) 書面調査・訪問調査について

対象校から提出された自己評価書等に基づき、評価担当者が対象校の状況进行分析する書面調査について、分析の方法、分析状況の対象校への伝達内容等が適切であったかについて検証を行った。また、書面調査の後、対象校を訪問して書面調査では確認できない事項等を中心に調査する訪問調査について、その内容や方法、あらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

①書面調査による分析について

評価部会による書面調査の分析結果について事実誤認がないかを確認するため、訪問調査前にその分析状況を「書面調査による分析状況」としてまとめ、当該対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、『書面調査による分析状況』の内容は適切であった」（機関2-（2）-①）か質問したところ、肯定的な回答が2校（「強くそう思う」1校、「そう思う」1校）、「どちらとも言えない」が1校であり、書面調査の分析結果について概ね評価されていることが分かるが、どちらとも言えないとする回答も見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった」（評2-（2）-⑤）か質問したところ、「そう思う」が15%、「どちらとも言えない」が70%、「そう思わない」が15%であった。肯定的な回答が2割以下にとどまり、どちらとも言えないとする回答が7割となった。

また、書面調査の分析内容を記入するために「機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」（評2-（2）-④）か質問したところ、「そう思う」が62%、「どちらとも言えない」が38%であった。評価担当者の6割が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も約4割見られる。

②訪問調査時の確認事項について

訪問調査に先立ち、あらかじめ訪問調査の際に確認したい事項を「訪問調査時の確認事項」としてまとめて対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、『訪問調査時の確認事項』の内容は適切であった」（機関2-（2）-②）か質問したところ、肯定的な回答が2校（「強くそう思う」1校、「そう思う」1校）、「どちらとも言えない」が1校であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「『訪問調査時の確認事項』に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった」（評2-（3）-①）か質問したところ、「そう思う」が27%、「どちらとも言えない」が64%、「全くそう思わない」が9%であった。評価担当者の6割以上がどちらとも言えないという回答であり、必ずしも適切であったとは言えなかった。

③訪問調査の実施内容について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。）が質問した内容は適切であった」（機関2-（2）-③）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」1校、「そう思う」2校）であった。また、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった」（機関2-（2）-④）かとの質問についても、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」1校、「そう思う」2校）であった。いずれについても全ての対象校が肯定的に回答しており、高く評価されていることが分かる。

次に、「訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（機関2-（2）-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が2校（「強くそう思う」1校、「そう思う」1校）、「どちらとも言えない」が1校であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談）は適切であった」（評2-（3）-③）か質問したところ、肯定的な回答が64%（「強くそう思う」9%、「そう思う」55%）、「どちらとも言えない」が36%であった。また、「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」（評2-（3）-②）かとの質問については、肯定的な回答が73%（「強くそう思う」9%、「そう思う」64%）、「どちらとも言えない」が18%であった。訪問調査の実施内容については評価担当者の6割以上、不明点の確認では7割程度がそれぞれ肯定的に回答しており、概ね評価されていることが分かる。

次に、「訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（評2-（3）-④）かとの質問については、「そう思う」が45%、「どちらとも言えない」が55%であった。評価担当者の肯定的な回答は半数以下にとどまり、どちらとも言えないとする回答が半数以上見られた。

④訪問調査時の人数・構成等について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった」（機関2-（2）-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が2校（「強くそう思う」1校、「そう思う」1校）、「どちらとも言えない」が1校であった。

次に、「訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う」（機関2-（2）-⑦）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であり、評価担当者の質について高く評価されていること

が分かる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった」（評2-（3）-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が73%（「強くそう思う」18%、「そう思う」55%）、「どちらとも言えない」が27%であった。評価担当者の7割程度が肯定的に回答しており、評価担当者の人数及び構成について概ね評価されていることが分かる。

⑤評価と課題

書面調査において、対象法科大学院の提出物以外に参考となる情報（客観的データ等）の必要性について、評価担当者からどちらとも言えないという意見が約7割を占めており、引き続き改善を検討していくことが望まれる。

機構が示した書面調査票等の様式については、6割程度が記入しやすかったとしているものの、自由記述において、負担が大きいと効率化・合理化を望む意見もあったことから、引き続き、書面調査票の様式、分析方法等について検討していくことが望まれる。

なお、書面調査の後、当該対象校に対して送付される「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」の内容については、対象校から概ね妥当とされている。訪問調査の実施内容については、対象校、評価担当者ともに妥当であったとしているが、「教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができたか」という点については、肯定的な回答が、対象校は1校、評価担当者は半数以下にとどまっている。

自由記述では、評価担当者から、教育活動等の質の向上に効果があがる訪問調査であるべきで厳しい議論を求める、などの意見が見られた。

訪問調査の実施内容に関しては、引き続きより効果が得られるための工夫について検討することが望まれる。

(6) 評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

① 評価報告書の内容について

対象校に対するアンケート調査において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」（機関5-（1）-⑨）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であり、評価報告書の内容全体としては、高く評価されていることが分かる。

次に、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった」（機関5-（1）-①）かとの質問をしたところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であり、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった」（機関5-（1）-②）かとの質問についても、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であった。いずれも全ての対象校が肯定的に回答しており、評価の目的に照らして役立ったと高く評価されていることが分かる。

一方、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった」（機関5-（1）-③）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であった。全ての対象校が肯定的に回答しており、社会の理解と支持の支援・促進についても評価の目的に照らして役立ったと高く評価されていることが分かる。

また、「評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた」（機関5-（1）-⑦）か質問したところ、「強くそう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校であった。

次に、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった」（機関5-（1）-④）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった」（機関5-（1）-⑤）かとの質問についても、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であった。いずれも全ての対象校が適切であったと回答しており、評価報告書について高く評価されていることが分かる。

また、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった」（機関5-（1）-⑥）か質問したところ、「強くそう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校であった。

さらに、評価報告書の記述について、「評価報告書の構成及び内容は分かりやすい

ものであった」(機関5-(1)-⑧)が質問したところ、「強くそう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」(評2-(4)-①)が質問したところ、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」15%、「そう思う」77%）、「どちらとも言えない」が8%であった。評価担当者の9割程度が肯定的に回答しており、書面調査・訪問調査の内容の評価報告書への反映について高く評価されていることが分かる。

次に、「第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」(評2-(4)-②)が質問したところ、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」15%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が31%、「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の『主な優れた点』、『主な改善を要する点』を記述するという形式は適切であった」(評2-(4)-④)かとの質問については、肯定的な回答が100%（「強くそう思う」8%、「そう思う」92%）であった。基準ごとの判断及び優れた点、改善点の記述という形式については評価担当者の全てが肯定的に回答し、高く評価されていることが分かる。

また、「評価結果全体としての分量は適切であった」(評2-(4)-③)が質問したところ、「そう思う」が77%、「どちらとも言えない」が15%、「そう思わない」が8%であった。評価担当者の約8割が肯定的に回答しており、評価結果全体の分量について概ね評価されていることが分かる。

②評価結果の公表について

対象校に対するアンケート調査において、「今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している。」(機関5-(2)-①)が質問したところ、全ての対象校が公表しているとの回答であった。また、「評価報告書をウェブサイトなどで公表している」(機関5-(2)-②)かとの質問についても、全ての対象校が「公表している」との回答であった。

次に、「評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた」(機関5-(3)-①)が質問したところ、肯定的な回答が2校（「強くそう思う」が1校、「そう思う」が1校）、否定的な回答（「そう思わない」）が1校であった。

③意見の申立てについて

意見の申立てを行ったか否かに関わらず、全ての対象校に対し、意見の申立ての実施方法等について質問を行った。

まず、「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」(機関2-(3)-①)が質問したところ、肯定的な回答が2校（「強くそう思う」1校、「そう

思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校、「『意見の申立ての内容及びその対応』を評価報告書に掲載したことは適切であった」(機関2-(3)-②)かとの質問については、肯定的な回答が2校(「強くそう思う」1校、「そう思う」1校)、「どちらとも言えない」が1校であった。意見の申立ての実施方法及び意見の申立ての内容や対応の評価報告書への記載のいずれについても、対象校の2校が肯定的に回答しており評価されているものの、どちらとも言えないとする回答も1校見られる。

④評価と課題

評価報告書の内容について、対象校からは、総じて適切であり、教育活動等の質の保証、改善の促進、社会からの理解・支持を得るために十分なものであるとともに、各対象校の目的、実態に即したものであるとの評価を得ており、評価報告書の記述についても分かりやすいとの高い評価がなされた。

しかしながら、教育活動等に関して新たな視点が得られたかどうか、報告書の内容が対象校の規模等を考慮したものになっていたかについては、肯定的な回答が2校となっている。

次に、評価結果の公表に関して、自己評価書及び評価報告書については、全ての対象校が公表していると回答している。なお、マスメディア等による報道の適切性については、肯定的な回答が2校であり、否定的な回答も1校あった。今後も引き続き、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容について社会の理解が得られるよう、分かりやすく説明していくことが望まれる。

意見申立てについての一連の実施方法の妥当性については、対象校の2校から肯定的な回答を得ており、評価されているものの、どちらとも言えないという意見も1校あった。なお、「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することについても肯定的な意見が2校にとどまり、どちらとも言えないという意見も1校あった。

一方、評価担当者からは、評価報告書の内容について、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されたと評価されており、評価報告書の構成、評価結果の表し方については、妥当であるとの回答であった。

評価結果全体としての分量については、評価担当者の約7割から肯定的な回答を得ており、概ね適切であったと評価されている。

(7) 評価を受けたことによる効果・影響について

今回の評価のために自己評価を実施したことや評価結果を受けたことが、対象校にとってどのような効果・影響を与えたかについて検証を行った。

①自己評価を行ったことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、認証評価を受けるに当たって自己評価を行ったことによる効果や影響に関して、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた」(機関6-(1)-①)かとの質問については、肯定的な回答が全校(「強くそう思う」2校、「そう思う」1校)、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた」(機関6-(1)-②)かとの質問については、全ての対象校の回答が「強くそう思う」であった。いずれも対象校の全てが肯定的に回答しており、それぞれ高く評価されていることが分かる。

次に、教職員の意識への効果・影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-⑨)かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」2校、「そう思う」1校)であった。同様に「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した」(機関6-(1)-④)、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した」(機関6-(1)-⑩)かとの質問についても、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」2校、「そう思う」1校)であった。「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-③)かとの質問については、全ての対象校の回答が「強くそう思う」であった。自己評価を行ったことによる効果・影響については全ての対象校で肯定的な回答であり、高く評価されていることが分かる。

さらに、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した」(機関6-(1)-⑤)か質問したところ、全ての対象校の回答が「強くそう思う」であった。「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した」(機関6-(1)-⑦)かとの質問についても、肯定的な回答が全校(「強くそう思う」1校、「そう思う」2校)であった。教育活動等の改善推進についても、マネジメントの改善促進についても、全ての対象校で肯定的な回答であり、高く評価されていることが分かる。

なお、「貴法科大学院の個性的な取組を促進した」(機関6-(1)-⑧)かとの質問についても、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」2校、「そう思う」1校)であり、高く評価されていることが分かる。

また、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立った」(機関6-(1)-⑥)か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」2校、「そう思う」1校)であり、高く評価されていることが分かる。

②評価結果を受けたことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、評価結果を受けて今後どのような効果・影響があるかについて、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる」（機関6-（2）-①）かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる」（機関6-（2）-②）かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であった。全般的な把握についても今後の課題の把握についても全ての対象校が肯定的な回答をしており、高く評価されていることが分かる。

次に、教職員の意識への効果、影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-⑨）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）、「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-③）かとの質問については、全ての対象校が「強くそう思う」、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する」（機関6-（2）-⑪）かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）、「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する」（機関6-（2）-④）かとの質問については、全ての対象校の回答が「強くそう思う」であった。

自己評価の重要性の教職員への浸透・教育活動等の組織的運営の重要性の教職員への浸透及び評価に関する教職員の知識や技術の向上・各教員の教育活動等への取組の意識向上について、いずれも全ての対象校が肯定的に回答しており、高く評価されていることが分かる。

また、「教職員に評価結果の内容が浸透する」（機関6-（2）-⑩）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であり、評価結果の教職員の浸透については、高く評価されていることが分かる。

さらに、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する」（機関6-（2）-⑤）かとの質問については、「強くそう思う」が全校、「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する」（機関6-（2）-⑦）かとの質問についても、肯定的な回答が全校（「強くそう思う」1校、「そう思う」2校）であった。教育活動等の改善促進及びマネジメントの改善促進のいずれについても、全ての対象校が肯定的に回答しており、高く評価されていることが分かる。

また、「貴法科大学院の個性的な取組を促進する」（機関6-（2）-⑧）かとの質問についても、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であり、高く評価されていることが分かる。

なお、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ」（機関6-（2）-⑥）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）

となり、高く評価されていることが分かる。

続いて、「貴法科大学院の教育活動等の質が保証される」（機関6-（2）-⑫）かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」2校、「そう思う」1校）であり、評価結果による質の保証について高く評価されていることが分かる。

次に、「学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる」（機関6-（2）-⑬）か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」1校、「そう思う」2校）、「広く社会の理解と支持が得られる」（機関6-（2）-⑭）かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」1校、「そう思う」2校）であった。いずれについても全ての対象校が肯定的に回答しており、高く評価されていることが分かる。

また、「他大学の評価結果から優れた取組を参考にする」（機関6-（2）-⑮）かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」1校、「そう思う」2校）であり、他大学の優れた取組を参考にしていることが分かる。

③評価結果の活用について

機構の評価を受けたことを契機に、実施を予定している（または実施済みの）変更・改善の取組として、対象校から次の事例が挙げられた。なお、文末【 】内の数字は、変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度を示す。

【5：非常に参考になった～3：参考となった～1：あまり参考とならなかった】

（第2章）「教育内容」

- ・ 【基準2-1-2】科目区分と授業内容の不一致。（変更・改善）該当する2科目について科目区分と内容を一致させることとした。【3】
- ・ 【基準2-1-3】一部の授業科目について、開講日時が重複していることにより、履修の機会が制約されている。（変更・改善）時間割を作成するにあたり、履修希望の多い授業科目については、重複しないように時間割の調整を行い、履修の機会を確保した。【5】

（第3章）「教育方法」

- ・ 【基準3-2-1】試験準備の時間が不足している。（変更・改善）準備時間をとれるよう計画することとした。【3】
- ・ 【基準3-3-1】3年次の履修上限値が超過している。（変更・改善）研究科規則の改正により上限値を明確にした。【4】

(第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 【基準4-1-1】成績評価の考慮要素の改善の必要性有り。(変更・改善)FD全体会議で教員間の統一意識として確認を行い修正をした。【3】
- ・ 【基準4-1-1】成績分布データの間違い。(変更・改善)作成に当たってより一層の注意を払うこととした。【2】
- ・ 【基準4-1-1】追試験の実施方法及び評価方法に改善の余地がある。(変更・改善)FD全体会議で教員間の統一意識として確認を行った。【3】
- ・ 【基準4-1-1】一部の授業科目において、採点基準が告知されていない。(変更・改善)各科目の期末試験及びレポートの採点基準については、教員に採点結果と併せて採点基準等を示した書面の提出を求め、その採点基準等は講評会における配付または事務室内における閲覧により、全ての授業科目について、学生に告知することとした。【5】
- ・ 【基準4-1-1】ある授業科目における再試験・追試験において、期末試験と一部同一又は類似の設問が出題されていた。(変更・改善)上記のような出題がなされないよう、全教員に文書で注意喚起した。【5】
- ・ 【基準4-3-1】法学既修者認定試験科目が不適切(変更・改善)平成23年度入試から科目を見直し、1年次の法律基本科目と対応するようにした。【3】

(第8章)「教育組織」

- ・ 【基準8-1-1】【基準8-1-2】教育研究業績と授業科目との適合性が認められない教員がいた。(変更・改善)今回の評価実施後、授業科目と適合する研究業績をあげた。【3】

④評価と課題

対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことが分かる。教職員の意識への効果・影響についても、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、教育活動等の改善促進、自己評価の重要性の浸透、教育活動等への取組の意識向上やマネジメントの改善促進、対象校の個性的な取組の促進などにおいて同様に効果・影響があったことが分かる。

さらに、評価結果を受けたことによる効果・影響についても、教育活動等の状況や今後の課題の把握に役立ち、教育活動等の改善促進につながる、教育活動等の質が保証されるなどの効果・影響があったことが分かる。教職員の意識への効果・影響について、自己評価の重要性の浸透、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、

教育活動等の改善促進、評価結果の内容の浸透、対象校の将来計画の策定、マネジメントの改善促進、対象校の個性的な取組の促進などにおいても効果・影響があったことが分かる。

また、評価結果の活用については、対象校から多くの改善取組事例が挙げられていることから、対象校が評価を手段として捉え、それに対応して教育活動等の改善・向上に取り組んでいることが分かる。

以上のことから、機構の評価を受けたことによって教育活動等の改善の促進等の効果・影響があり、高く評価され、評価について理解が得られていると考えられる。

(8) 評価の作業量・スケジュール等について

今回の評価の実施に係る作業量や作業期間がどうであったかを対象校、評価担当者の双方について検証を行った。

①対象校から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の作成」(機関3-(1)-①)、「訪問調査の前に提示された『訪問調査時の確認事項』への対応」(機関3-(1)-②)、「訪問調査のための事前準備」(機関3-(1)-③)、「訪問調査当日の対応」(機関3-(1)-④)、「意見の申立て」(機関3-(1)-⑤)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の作成」に関して、作業量については、全ての対象校が「とても大きい」としている。また、作業期間は、「とても長い」とする回答が2校、「適当」が1校であった。

次に、「訪問調査の前に提示された『訪問調査時の確認事項』への対応」に関して、作業量については、全ての対象校が「大きい」とする回答(「とても大きい」1校、「大きい」2校)であった。また、作業期間は、「確認事項」の送付から回答まで3～4週間程度の期間を設けているが、これについて、「長い」とする回答が2校(「とても長い」1校、「長い」1校)、「短い」が1校であり、「適当」であるとした対象校は無かった。

続いて、「訪問調査のための事前準備」に関して、作業量については、全ての対象校が「大きい」とする回答(「とても大きい」2校、「大きい」1校)となり、「適当」であるとした対象校は無かった。また、作業期間は、1ヶ月程度の期間を設けているが、これについて、「長い」が2校(「とても長い」1校、「長い」1校)、1校が「適当」としている。

「訪問調査当日の対応」に関して、作業量については、「大きい」が2校(「とても大きい」1校、「大きい」1校)、1校の対象校が「適当」であるとしている。また、作業期間については、「長い」が2校(「とても長い」1校、「長い」が1校)、「適当」が1校となっている。

さらに、「意見の申立て」に関して、作業量、作業期間は、全ての対象校が「適当」であるとしている。

・評価作業に費やした労力

対象校に対するアンケート調査において、評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という3つの目的に照らして、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うもので

あった」(機関3-(2)-①)か質問したところ、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」1校、「そう思う」2校)であり、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった」(機関3-(2)-②)かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」1校、「そう思う」2校)であった。「質の保証」「改善の推進」について全ての対象校が肯定的に回答をしており、高く評価されていることが分かる。

一方、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」(機関3-(2)-③)かとの質問については、全ての対象校が肯定的な回答(「強くそう思う」1校、「そう思う」2校)であり、「社会の理解と支持」についても、高く評価されていることが分かる。

・評価のスケジュール

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の提出時期(6月末)は適当であった」(機関3-(3)-①)か質問したところ、「適当である」が2校、「適当でない」が1校との回答であった。

また、「訪問調査の実施時期(10月下旬～12月中旬)は適当であった」(機関3-(3)-②)かとの質問については、全ての対象校が「適当である」との回答であった。

自己評価書の提出時期は2校、訪問調査の実施時期は全ての対象校が適当であるとしている。

②評価担当者から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書の書面調査」(評4-(1)-①)、「訪問調査への参加」(評4-(1)-②)、「評価報告書原案の作成」(評4-(1)-③)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の書面調査」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が92%(「とても大きい」61%、「大きい」31%)、「適当」が8%であり、9割程度の評価担当者が「大きい」としている。また、作業期間は、7月からの約1ヶ月間を設定しているが、これについて「長い」とする回答が69%(「とても長い」46%、「長い」23%)、「適当」が23%、「短い」が8%であり、約7割の評価担当者が「長い」としている。

次に、「訪問調査への参加」では、作業量については、「大きい」とする回答が18%、「適当」が82%であり、8割程度の評価担当者が「適当」であるとしている。また、作業期間については、1校あたり延べ2日間の日程としているが、「長い」とする回

答が18%（「とても長い」9%、「長い」9%）、「適当」が82%であり、8割程度の評価担当者が「適当」であるとしている。

さらに、「評価報告書原案の作成」では、作業量については、「大きい」とする回答が25%（「とても大きい」8%、「大きい」17%）、「適当」が67%、「小さい」が8%であり、「適当」とする評価担当者が約7割となった。また、作業期間については、12月からの約2ヶ月を設定しているが、「長い」が16%（「とても長い」8%、「長い」8%）、「適当」が76%、「短い」が8%であり、「適当」が7割以上となった。

・評価に費やした労力

評価担当者に対するアンケート調査において、評価に費やした労力が「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった」（評4-（2）-①）かとの質問については、「そう思う」が38%、「どちらとも言えない」が62%、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった」（評4-（2）-②）かとの質問については、「そう思う」が62%、「どちらとも言えない」が38%、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（評4-（2）-③）かとの質問については、「そう思う」が38%、「どちらとも言えない」が62%であった。「質の保証」、「社会の理解と支持」については肯定的な回答が約4割、「改善の促進」については6割程度あるものの、どちらとも言えないとする回答も多く見られた。

③評価と課題

・対象校から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の作成について、全ての対象校が作業量は大きいとしており、作業期間については長いとする回答が2校であった。自己評価書の提出時期について8月末頃が適当という意見もあり、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。

訪問調査に関しては、「訪問調査時の確認事項」の対応について、全ての対象校が作業量が大きいとしており、作業期間については適当とする回答が無かった。「訪問調査時の確認事項」については引き続き工夫を図ることが望まれる。また、「訪問調査のための事前準備」については、作業期間は、対象校の1校が適当であるとしたものの、作業量について全ての対象校が大きいとする回答となった。これについても引き続き対象校の理解を深めるため、これまでに実施した評価の経験の蓄積を説明会や研修会の場を通じて伝えることが重要であると考えられる。

訪問調査当日の対応については、作業量、作業期間共に適当であるとの回答は1校にとどまった。このことについても引き続き工夫を図ることが望まれる。

なお、意見の申立てに関しては、作業量、作業期間について全ての対象校が適当であるとした。

・評価担当者から見た作業量、スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の書面調査については、9割の評価担当者が作業量が多いとしており、作業期間については長いとする回答が約7割を占めた。自由記述においても、作業負担と書面調査の提出期限についての改善を求める意見が複数あったことから、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。

また、訪問調査の参加、評価報告書原案の作成については、作業量、期間ともに8割程度の評価担当者が適当であるとしており、おおよそ評価されている。

評価に費やした労力が評価に見合うものであったかについては、教育活動等に関して、「質の保証」については約4割、「改善の促進」については約6割、「社会の理解と支持」については約4割の評価担当者が肯定的な回答であり、「改善の促進」については肯定的な意見が6割あるものの、「質の保証」、「社会の理解と支持」いずれについてもどちらとも言えないとする回答が6割を占め、肯定的な回答は約4割にとどまった。以上のことから今後も引き続き検討する必要がある。

(9) 評価についての全般的な意見・感想

(1)～(8)に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から、主に次のような意見・感想があった。

・対象校からの意見・感想

対象校から寄せられた意見・感想においては、認証評価機関として機構を選択した理由について、「本学全体の認証評価でも機構を選んでいることもあり、評価の信頼性から機構を選択した」などが挙げられた。

機構の評価を受けた感想としては、「評価については適正に行われたと思うが、評価時点後、改善指摘事項についてただちに改善を行ったことについて留保する措置があれば望ましい」とする感想が寄せられた。

また、「自己評価書の提出時期は、8月末頃が適当と考える」などの意見も寄せられた。

・評価担当者からの意見・感想

評価担当者から寄せられた意見・感想については、「非常に良い経験となりました。」「大学評価という慣れない仕事に携わったことは、得難い経験であり、この経験をいつの日か自らの職域で生かすことができればと思っております」、「大変勉強になったし、極めて貴重な経験となった。機構の評価に携わることは、大変光栄であるし、自らの研鑽という意味での実益も大きい」など、評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が複数寄せられた。

この他、今後の機構の評価に関して、「評価によって、法科大学院の教育の改善が促進されることになればと思います」、「法科大学院が置かれた厳しい状況を考えると、教育の「質」に関する評価が今後より重要になると思う。そのためにも、訪問調査における授業視察をさらに充実させ、その視察結果を評価にもっと反映させる仕組みが必要ではないか」などの意見・感想も寄せられた。

3. 総括

本報告書では、アンケート調査した項目のうち、主要な9つの事項、「(1) 基準及び解釈指針について」「(2) 評価担当者に対する研修について」「(3) 自己評価書について」「(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について」「(5) 書面調査・訪問調査について」「(6) 評価結果(評価報告書)について」「(7) 評価を受けたことによる効果・影響について」「(8) 評価の作業量・スケジュール等について」「(9) 評価についての全般的な意見・感想」について、整理・分類し、分析・評価した結果をまとめている。以下にその概要を述べ総括する。

(1) 基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らして適切であると評価され、教育活動を中心に設定していることについても、適切であると評価されているもののどちらとも言えないとする回答数も一定数見られる。一方、「教育活動等について社会からの理解と支持」を得るという目的に照らしては、必ずしも十分な評価が得られていない。法科大学院の「教育活動等について社会からの理解と支持」を得るという目的に照らして適切であったかについては、評価結果の公表方法等を含め、今後もし引き続き検討・工夫をしていく必要がある。

また、具体の基準及び解釈指針については、評価担当者から評価しにくいものがあるとする回答が一定数見られたことから、今後も説明会、研修会等で詳細かつ明快に説明していくとともに、基準及び解釈指針の表現の適切性等について引き続き検討していくことが必要である。

(2) 評価担当者に対する研修については、研修の内容や配付資料については説明内容が理解しやすく役立ったとの回答が多数であり、有効であったことが窺える。

また、書面調査のシミュレーションではどちらとも言えないという意見が多く見られたことから、今後、現在の研修を基礎に引き続き研修内容の充実を図っていく必要がある。

(3) 自己評価書については、自己評価書の記述の適切性、わかりやすさ等について、対象校と評価担当者間で認識の差があることが分かった。

また、自己評価書の添付資料については、対象校からは、資料の収集、選択に困難を感じるという意見があり、評価担当者からは、不備・不足があったとする指摘や提示方法の改善を求める意見があった。これに対しては、対象校が評価の経験を積むにつれて徐々に解消されることを期待しつつ、引き続き、自己評価実施要項に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書作成に関する留意点についての説明を充実

することが必要である。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会については、対象校からおおよそ理解しやすく役立ったとの評価がなされている。また、資料については、説明会の配付資料、自己評価実施要項等の冊子及び研修会の配付資料ともに理解しやすく役立ったと概ね評価がされている。

特に自己評価実施要項等の冊子については全ての対象校が肯定的な回答をし、高く評価されているが、今後も引き続き認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会の内容について充実させていくことが望まれる。

(5) 書面調査については、対象校からは、訪問調査の前に提示される「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」のいずれの内容についても肯定的に評価されている。一方、評価担当者からは、必要資料は自己評価書及び添付資料で十分であるとされたものの、どちらとも言えないという意見も多く、機構が示した書面調査票の様式について工夫を望む意見も寄せられていることから、引き続き様式について検討する必要がある。

訪問調査の実施内容に関しては、対象校及び評価担当者双方から妥当であると評価されている。しかしながら、「教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができたか」という点については、肯定的な回答が、対象校が2校、評価担当者が45%にとどまっている。

自由記述で、評価担当者からは、教育活動等の質の向上に効果があがる訪問調査であるべきで厳しい議論を求める、などの意見が見られた。

訪問調査の実施内容については、引き続き、より効果が得られるための工夫について検討することが望まれる。

(6) 評価結果（評価報告書）については、対象校から、内容は総じて適切であり、それぞれの教育活動等の質の保証、改善の促進、社会からの理解・支持を得るために十分なものであるとともに、各対象校の目的、実態に即して適切であると評価され、その記述についてもおおよそ分かりやすいとの評価を得た。

しかしながら、教育活動等に関して新たな視点が得られたかどうか、報告書の内容が対象校の規模を考慮したものになっていたかについては、必ずしも対象校からは十分な評価が得られていない。また、評価結果の公表に関して、マスメディア等の報道の適切性については必ずしも十分でないと評価されており、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容についての社会の理解が得られるよう、引き続き検討していくことが望まれる。

一方、評価担当者からは、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されていると

評価されており、評価報告書の構成、結果の表し方についても適切であるとされている。

(7) 対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことが分かる。教職員の意識への効果・影響についても、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、教育活動等の改善促進について効果・影響があったことが分かる。

次に、評価結果を受けたことによる効果・影響については、教育活動等の状況や今後の課題の把握に役立ち、教育活動等の改善促進につながる、教育活動等の質が保証されるなどの効果・影響があったことが分かる。教職員の意識への効果・影響についても、自己評価の重要性の浸透、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、教育活動等の改善促進、評価結果の内容の浸透、対象校の将来計画の策定について効果・影響があったことが分かる。

また、評価結果の活用については、対象校から多くの改善取組事例が挙げられていることから、対象校が評価を手段として捉え、それに対応して教育活動等の改善・向上に取り組んでいることが分かる。以上のことから、評価を受けたことによる教育活動等の改善の促進等の効果・影響があり、高く評価され、評価について理解が得られていると考えられる。

(8) 評価の作業量・スケジュール等については、対象校では、自己評価書作成の作業量が大きいと考えている。これについては、対象校が評価の経験を重ねることにより作業も効率化されると考えられるが、引き続き、説明会、研修会場を通じて、対象校の理解を深めるために、これまでに実施した評価の経験の蓄積を伝え、作業がより効率的になるように工夫を図っていくことが必要である。なお、訪問調査当日の対応、意見の申立てに関しては、おおよそ適当であるとしている。

訪問調査の参加、評価報告書の原案作成に関しては、おおよそ適当であるとしている。

評価作業に費やす労力については、対象校、評価担当者とも、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的について、「改善の促進」については評価されているものの、「質の保証」、「社会の理解と支持」についてはどちらとも言えないという回答が多くを占めていることから、引き続き検討する必要がある。

(9) 評価担当者からの意見・感想については、「非常に良い経験となった」、「大学評価という慣れない仕事に携わったことは、得難い経験であり、この経験をいつの日か自らの職域で生かすことができればと思っている」、「大変勉強になったし、極めて貴重な経験となった。機構の評価に携わることは、大変光栄であるし、自らの研鑽という意味での実益も大きい」など、評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が複数寄せられた。

その他、今後の機構の評価に関して、「評価によって、法科大学院の教育の改善が促進されることになればと思う」、「法科大学院が置かれた厳しい状況を考えると、教育の「質」に関する評価が今後より重要になると思う。そのためにも、訪問調査における授業視察をさらに充実させ、その視察結果を評価にもっと反映させる仕組みが必要ではないか」などの意見・感想も寄せられた。

今回の検証によって、各法科大学院における評価への積極的な取組、改善に向けた努力、そして成果が確認された。特に評価を受けたことによる効果・影響については高く評価されている。また、前年度に引き続き評価作業の負担軽減を図るとともに、各法科大学院の取組を適切に社会に示すことにより、法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、検討していく必要性も示唆された。

参 考 資 料

参考資料 目次

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【評価担当者】

※ なお、アンケートの自由記述については、原則、原文をそのまま掲載した。（ただし、具体の法科大学院や個人等が特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で掲載した。）

平成21年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)

【対象校】(法科大学院)

1. 基準及び解釈指針について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%

【2: ある 1: ない】

		2	1	計
機関1-	⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	1	2	3
		33%	67%	100%
機関1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	0	3	3
		0%	100%	100%

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(1)-	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	0	3	0	0	0	3
		0%	100%	0%	0%	0%	100%
機関2-(1)-	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	0	1	2	0	0	3
		0%	33%	67%	0%	0%	100%

【2: 迷った 1: 迷っていない】

		2	1	計
機関2-(1)-	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	1	2	3
		33%	67%	100%

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(1)-	④ 対象法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた	0	2	1	0	0	3
		0%	67%	33%	0%	0%	100%
機関2-(1)-	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	0	2	1	0	0	3
		0%	67%	33%	0%	0%	100%
機関2-(1)-	⑥ 文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%

【2: 参考にした 1: 参考にしなかった】

		2	1	計
機関2-(1)-	⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした	1	2	3
		33%	67%	100%

(2) 訪問調査等について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(2)-①	訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関2-(2)-②	訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関2-(2)-③	訪問調査時に機構の評価担当者(事務担当者を除く。以下同様。)が質問した内容は適切であった	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関2-(2)-④	訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であった	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関2-(2)-⑤	訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関2-(2)-⑥	訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関2-(2)-⑦	訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%

(3) 意見の申立てについて

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(3)-①	意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関2-(3)-②	「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関2-(3)-③	対象法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	0	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%	0%

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

<作業量>

【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】

		5	4	3	2	1	計
機関3-(1)-	① 自己評価書の作成	3	0	0	0	0	3
		100%	0%	0%	0%	0%	100%
機関3-(1)-	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関3-(1)-	③ 訪問調査のための事前準備	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関3-(1)-	④ 訪問調査当日の対応	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関3-(1)-	⑤ 意見の申立て	0	0	2	0	0	2
		0%	0%	100%	0%	0%	100%

<作業期間>

【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】

		5	4	3	2	1	計
機関3-(1)-	① 自己評価書の作成	2	0	1	0	0	3
		67%	0%	33%	0%	0%	100%
機関3-(1)-	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	1	1	0	1	0	3
		33%	33%	0%	33%	0%	100%
機関3-(1)-	③ 訪問調査のための事前準備	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関3-(1)-	④ 訪問調査当日の対応	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関3-(1)-	⑤ 意見の申立て	0	0	2	0	0	2
		0%	0%	100%	0%	0%	100%

(2) 評価作業に費やした労力について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関3-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関3-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関3-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%

(3) 評価のスケジュールについて

【2:適当 1:適当でない】

		2	1	計
機関3-(3)-	① 自己評価書の提出時期(6月末)は適当であった	2	1	3
		67%	33%	100%
機関3-(3)-	② 訪問調査の実施時期(10月上旬～12月中旬)は適当であった	3	0	3
		100%	0%	100%

4. 説明会・研修会等について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関4-	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関4-	② 説明会の内容は理解しやすかった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関4-	③ 説明会の内容は役立った	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関4-	④ 自己評価担当者等に対する研修会の配布資料は理解しやすかった	1	0	2	0	0	3
		33%	0%	67%	0%	0%	100%
機関4-	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関4-	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	1	1	1	0	0	3
		33%	33%	33%	0%	0%	100%
機関4-	⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関4-	⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関4-	⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応(質問等に対する対応)は適切であった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%

5. 評価結果(評価報告書)について

(1) 評価報告書の内容等について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関5-(1)-	① 評価報告書の内容は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	② 評価報告書の内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	③ 評価報告書の内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得られることを支援・促進するものであった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	④ 評価報告書の内容は、対象法科大学院の目的に照らし適切なものであった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	⑤ 評価報告書の内容は、対象法科大学院の実態に即したものであった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	⑥ 評価報告書の内容は、対象法科大学院の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	2	0	1	0	0	3
		67%	0%	33%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	2	0	1	0	0	3
		67%	0%	33%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	2	0	1	0	0	3
		67%	0%	33%	0%	0%	100%
機関5-(1)-	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

【2: している 1: していない】

		2	1	計
機関5-(2)-	① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している	3	0	3
		100%	0%	100%
機関5-(2)-	② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している	3	0	3
		100%	0%	100%

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関5-(3)-	① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	1	1	0	1	0	3
		33%	33%	0%	33%	0%	99%

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響があったか

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関6-(1)	① 対象法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	② 対象法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた	3	0	0	0	0	3
		100%	0%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	3	0	0	0	0	3
		100%	0%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑤ 対象法科大学院の教育活動等の改善を促進した	3	0	0	0	0	3
		100%	0%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑥ 対象法科大学院の将来計画の策定に役立った	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑦ 対象法科大学院のマネジメントの改善を促進した	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑧ 対象法科大学院の個性的な取組を促進した	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(1)	⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%

(2) 機構の評価結果を受けて、次のような効果・影響があると思うか

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関6-(2)	① 対象法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	② 対象法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	3	0	0	0	0	3
		100%	0%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	3	0	0	0	0	3
		100%	0%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑤ 対象法科大学院の教育活動等の改善を促進する	3	0	0	0	0	3
		100%	0%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑥ 対象法科大学院の将来計画の策定に役立つ	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑦ 対象法科大学院のマネジメントの改善を促進する	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑧ 対象法科大学院の個性的な取組を促進する	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑫ 対象法科大学院の教育活動等の質が保証される	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑬ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑮ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする	1	2	0	0	0	3
		33%	67%	0%	0%	0%	100%

7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価(機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。)を契機と課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項(または実施済みの事項)について

(省略)

(2) 今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定について(複数回答可)

- 1 貴法科大学院または貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。
- 2 貴法科大学院または貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
- 3 資金獲得のための申請書に記載する。
- 4 学生募集の際に用いる。
- 5 その他(具体的に)

1	2	3	4
1	3		1

8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関8-	① 本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで、よい効果があった	2	1	0	0	0	3
		67%	33%	0%	0%	0%	100%

平成21年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)

【評価担当者】(法科大学院)

1. 基準及び解釈指針について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	1	7	5	0	0	13	3.69
		8%	54%	38%	0%	0%	100%	
評1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	1	9	3	0	0	13	3.85
		8%	69%	23%	0%	0%	100%	
評1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	1	7	5	0	0	13	3.69
		8%	54%	38%	0%	0%	100%	
評1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	1	11	1	0	0	13	4.00
		8%	84%	8%	0%	0%	100%	

【2:ある 1:ない】

		2	1	計	平均
評1-	⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	5	7	12	1.42
		42%	58%	100%	
評1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	1	12	13	1.08
		8%	92%	100%	

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 自己評価書について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(1)-	① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	0	6	6	0	1	13	3.31
		0%	46%	46%	0%	8%	100%	
評2-(1)-	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	0	5	7	0	1	13	3.23
		0%	38%	54%	0%	8%	100%	
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	0	3	9	0	1	13	3.08
		0%	23%	69%	0%	8%	100%	

(2) 書面調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(2)-	④ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	0	8	5	0	0	13	3.62
		0%	62%	38%	0%	0%	100%	
評2-(2)-	⑤ 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報(客観的データ等)があればよかった	0	2	9	2	0	13	3.00
		0%	15%	70%	15%	0%	100%	

(3) 訪問調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(3)-	① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった	0	3	7	0	1	11	3.09
		0%	27%	64%	0%	9%	100%	
評2-(3)-	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	1	7	2	0	1	11	3.64
		9%	64%	18%	0%	9%	100%	
評2-(3)-	③ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談)は適切であった	1	6	4	0	0	11	3.73
		9%	55%	36%	0%	0%	100%	
評2-(3)-	④ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	0	5	6	0	0	11	3.45
		0%	45%	55%	0%	0%	100%	
評2-(3)-	⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった	2	6	3	0	0	11	3.91
		18%	55%	27%	0%	0%	100%	
評2-(3)-	⑥ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	5	4	1	0	0	10	4.40
		50%	40%	10%	0%	0%	100%	

(4) 評価結果について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(4)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	2	10	1	0	0	13	4.08
		15%	77%	8%	0%	0%	100%	
評2-(4)-	② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	2	7	4	0	0	13	3.85
		15%	54%	31%	0%	0%	100%	
評2-(4)-	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	0	10	2	1	0	13	3.69
		0%	77%	15%	8%	0%	100%	
評2-(4)-	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	1	12	0	0	0	13	4.08
		8%	92%	0%	0%	0%	100%	

3. 研修について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評3-	① 研修の配付資料は理解しやすかった	1	9	2	0	0	12	3.92
		8%	75%	17%	0%	0%	100%	
評3-	② 研修の説明内容は理解しやすかった	0	9	2	0	0	11	3.82
		0%	82%	18%	0%	0%	100%	
評3-	③ 研修の内容は役立った	0	8	3	0	0	11	3.73
		0%	73%	27%	0%	0%	100%	
評3-	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	1	6	5	0	0	12	3.67
		8%	50%	42%	0%	0%	100%	
評3-	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	1	7	3	0	0	11	3.82
		9%	64%	27%	0%	0%	100%	

4. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構の設定した作業期間について

<作業量>

【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	8	4	1	0	0	13	4.54
		61%	31%	8%	0%	0%	100%	
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	2	0	9	0	0	11	3.36
		18%	0%	82%	0%	0%	100%	
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	2	8	1	0	12	3.25
		8%	17%	67%	8%	0%	100%	

<作業期間>

【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	6	3	3	1	0	13	4.08
		46%	23%	23%	8%	0%	100%	
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	1	1	9	0	0	11	3.27
		9%	9%	82%	0%	0%	100%	
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	1	9	1	0	12	3.17
		8%	8%	76%	8%	0%	100%	

(2) 評価作業に費やした労力について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	0	5	8	0	0	13	3.38
		0%	38%	62%	0%	0%	100%	
評4-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	0	8	5	0	0	13	3.62
		0%	62%	38%	0%	0%	100%	
評4-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	0	5	8	0	0	13	3.38
		0%	38%	62%	0%	0%	100%	

(3)評価作業にかかった時間数について

評4-(3)-	① 自己評価書の書面調査	およそ 29 時間
評4-(3)-	② 訪問調査の準備	およそ 5 時間
評4-(3)-	③ 評価報告書原案の作成	およそ 5 時間

5. 評価部会等の運営について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評5-	① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	1	9	3	0	0	13	3.85
		8%	69%	23%	0%	0%	100%	
評5-	② 部会運営は円滑であった	6	6	0	1	0	13	4.31
		46%	46%	0%	8%	0%	100%	

6. 評価全般について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評6-	① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	1	5	7	0	0	13	3.54
		8%	38%	54%	0%	0%	100%	
評6-	② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	1	7	5	0	0	13	3.69
		8%	54%	38%	0%	0%	100%	
評6-	③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	0	4	9	0	0	13	3.31
		0%	31%	69%	0%	0%	100%	
評6-	④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	1	9	3	0	0	13	3.85
		8%	69%	23%	0%	0%	100%	
評6-	⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	1	8	4	0	0	13	3.77
		8%	61%	31%	0%	0%	100%	
評6-	⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	6	6	1	0	0	13	4.38
		46%	46%	8%	0%	0%	100%	

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
（法科大学院）

3. 評価の作業量、スケジュール等について

（2）評価作業に費やした労力

○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ 自己評価書の提出時期は、8月末頃が適当と考えます。

7. 評価結果の活用について

（1）今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）について

○主要な変更・改善事項及び変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度について

※参考度：【非常に参考になった：5～参考となった：3～あまり参考とならなかった：1】

（第2章）「教育内容」

- ・ 【基準2-1-2】科目区分と授業内容の不一致。（変更・改善）該当する2科目について科目区分と内容を一致させることとした。【3】
- ・ 【基準2-1-3】一部の授業科目について、開講日時が重複していることにより、履修の機会が制約されている。（変更・改善）時間割を作成するにあたり、履修希望の多い授業科目については、重複しないように時間割の調整を行い、履修の機会を確保した。【5】

（第3章）「教育方法」

- ・ 【基準3-2-1】試験準備の時間が不足している。（変更・改善）準備時間をとれるよう計画することとした。【3】
- ・ 【基準3-3-1】3年次の履修上限値が超過している。（変更・改善）研究科規則の改正により上限値を明確にした。【4】

（第4章）「成績評価及び修了認定」

- ・ 【基準4-1-1】成績評価の考慮要素の改善の必要性有り。（変更・改善）FD全体会議で教員間の統一意識として確認を行い修正した。【3】
- ・ 【基準4-1-1】成績分布データの間違い。（変更・改善）作成に当たってより一層の注意を払うこととした。【2】
- ・ 【基準4-1-1】追試験の実施方法及び評価方法に改善の余地がある。（変更・改善）FD全体会議で教員間の統一意識として確認を行った。【3】
- ・ 【基準4-1-1】一部の授業科目において、採点基準が告知されていない。（変更・改善）各科目の期末試験及びレポートの採点基準については、教員に採点結果と併せて採点基準等を示した書面の提出を求め、その採点基準等は講評会における配付または事務室内における閲覧により、全ての授業科目について、学生に告知することとした。【5】
- ・ 【基準4-1-1】ある授業科目における再試験・追試験において、期末試験と一部同一又は類似の設問が出題されていた。（変更・改善）上記のような出題がなされないよう、全教員に文書で注意喚起した。【5】
- ・ 【基準4-3-1】法学既修者認定試験科目が不適切（変更・改善）平成23年度入試から科目を見直し、1年次の法律基本科目と対応するようにした。【3】

（第8章）「教育組織」

【対象校】

- ・ 【基準８－１－１】及び【基準８－１－２】教育研究業績と授業科目との適合性が認められない教員がいた。
(変更・改善) 今回の評価実施後、授業科目と適合する研究業績をあげた。【３】

8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

○本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで良い効果があったことについて

- ・ 各評価項目について、予備評価で改善を指摘された事項について、時間的余裕をもって改善を行い、本評価に対応することができた。ただし、予備評価後 カリキュラムの改革を実施したため、予備評価で作成した文章を一から作成し直さなければならない点では、評価書作成の時間節約とはならなかった。
- ・ 認証評価に関する認識が高まった。

10. その他

○認証評価機関として機構を選択した理由、実際に評価を受けて期待どおりだったかどうかについて

- ・ 本学全体の認証評価でも機構を選んでいることもあり、評価の信頼性から機構を選択した。評価については適正に行われたと思うが、評価時点後、改善指摘事項についてただちに改善を行ったことについて留保する措置があれば望ましい。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】 （法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

⑤評価しにくかった評価基準又は解釈指針について

（第1章）「教育目的」

- ・ 第1章教育の目的。

（第2章）「教育内容」

- ・ 2-1-1の基準はやはり評価の自信がなかった。
- ・ 基準2-1-2 法律基本科目と展開・先端科目の区分についての判断。
- ・ 解釈指針2-1-3-2 （3）のイの法文書作成については、法的文書の例示として「契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等」と例示されている。これは、訴状・準備書面等の裁判文書ではない裁判外で作成される文書である。裁判文書作成の指導は必修科目である民事・刑事各訴訟実務の基礎でも行われる（司法修習においても重点的に指導を受ける）ので、法科大学院における法文書作成の指導においては裁判外文書作成の基礎的指導も行われているかに重点をおいて評価をする指針と解釈するのが妥当である。裁判外文書作成は司法修習の課程で指導を受けるとは限らず、法科大学院の教育課程に取り入れないと、その教育を受けないで法曹になる者がでてくるおそれがあるからである。この点、裁判外文書を取り上げず、裁判文書の指導のみがなされている事例において、同指針をみたすという判断に異論はないが、せめて改善の必要性を指摘すべきであると思われるところ、かかる指摘もできないことに違和感があった。裁判外文書作成の指導の必要性についてしっかり議論すべきである。

（第4章）「成績評価及び終了認定」

- ・ 4-3-1-1につき、既修者認定試験のあり方について、試験の一体的実施を義務づけるか否かが必ずしも明確でないため、二段階実施につき判断が困難であった。
- ・ 基準4-3-1、解釈指針4-3-1-3、4-3-1-5 基準の「適切な方法」や指針の「適正な方法」や「適切な考慮」の意義が不明確で、いわゆる既修者認定試験科目と単位を修得したとみなされる一年次科目が一致しない事例において、基準の適用に疑義が生じた。中教審法科大学院特別委員会の平成21年4月17日付け報告で指摘された既修者認定に関する基準などを参考により明確な判断基準を設けるべきである。

（第8章）「教員組織」

- ・ 8-1の教員資格と評価は全く分からなかった。研究者の評価委員に託すしかなかった。

（第9章）「管理運営等」

- ・ 解釈指針9-2-3-1

⑥重複していると思われる評価基準又は解釈指針について

- ・ 当初はあったように思うが、年々改善されたせいかな感なかった。
- ・ たとえば基準7-1-1、7-2-1、7-3-1とそれに対応する解釈指針は相当程度重複しており、解釈指針については、もう少し個別化・具体化すべきではないかと思う。図書館に関する基準・解釈指針にも相当程度重複がみられ、整理を要するのではないかと思う。
- ・ 前から指摘しているものは改善される予定であり、本年とくに気づいたものはない。

○評価基準及び解釈指針についての意見、感想など

- ・ 評価基準は必要項目に限定されていると思われるが、解釈基準が詳細すぎるように感じる。しかし評価には多方面からの視点が必要なだろう。
- ・ 基準及び解釈指針についてはおおむね適切と思われるが、評価に際してのあてはめが形式的にならないよう工夫が必要か。
- ・ 基準及び解釈指針は、各法科大学院の運営に携わる者として本来熟知しておくべきものであるのに、現場の

【評価担当者】

法科大学院では、日常業務の多忙さや基準・解釈指針の抽象性等もあってか、その重要性があまり認識されていないのではないと思われる。そのため、評価する側が問題点について質問しても、問題意識に欠けたり、明白な誤解に基づくと思われる回答が返ってくる場合が往々にしてみられる。基準・解釈指針の平易化・具体化を目指すとともに、各法科大学院が基準・解釈指針の解釈適用について気軽に質疑できるような体制作りが必要と考える（それが大学評価の範疇であるかは別として）。

- ・ 当初立ちあげた法科大学院が、不十分な部分がないように網羅的に基準が設定されているが、将来的にはもう少し各法科大学院の自由な部分を広く認めることがあってもよいと思われる。
- ・ 今後の基準及び解釈指針の改訂に関し、いくつか意見を述べたい。
 - 1 解釈指針 2-1-3-2 の（４）の関係で、法律実務基礎科目として、平成 23 年度までにいわゆる臨床科目のうち 4 単位相当が必修又は選択必修とされることが必要であるが、法科大学院における臨床科目の重要性（倫理・マインド教育の充実に貢献するし、実務修習期間が短縮していることを補完する意味もある）に照らせば、例えば、模擬裁判やローヤリングの名の下に講義・演習科目が行われていないか厳格にチェックできるような指針にすべきであるし、4 単位を超えて必修化しているなど臨床教育に力を入れている場合に優れていると評価するような指針が望ましい。
 - 2 教員の資格と評価に関する基準 8-1-2、解釈指針 8-1-1・2-1 につき、法律基本科目の教員資格につき、必要以上に「研究上の業績」が重視されていると思われ、改善が必要である。現在、法律基本科目の専任教員の確保が困難だと考えている法科大学院が相当数あるが、それは、必要以上に論文等の研究業績を重視するなどし、事実上、従来型の研究者教員でなければ法律基本科目を担当することが事実上困難になっているからである。しかし、かかる運用は司法制度改革審議会意見書の理念に反するものと言わざるを得ない。確かに、本基準が制定された法科大学院設立当初は、誰も法科大学院において教育したことはなかったのであるから、法科大学院における教育実績・教育能力を基準とすることはできず、ある程度研究業績が重視されるのもやむを得なかったと思われるが、法科大学院が設立されて 6 年近くが経過した現在においては、研究業績がある研究者教員が必ずしも教育能力が高いと言えないことは経験上明らかであり、適切に「高度の教育上の指導能力」の有無を判断するという観点からは、その判断資料として研究業績を重視することは妥当ではないというべきである。そもそも、平成 13 年 6 月 12 日付け司法制度改革審議会意見書では「研究者、実務家の別を問わず・・・法科大学院での教員資格に関する基準は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとすべきである」、「法科大学院は法曹養成に特化した大学院であり・・・法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実定法科目の担当者については、法曹資格を持つことが期待される」、「教員の採用は・・・教員候補者の教育能力、教育意欲及び教育実績を重視した採用に努めるとともに、教員の流動性及び多様性が高められるよう配慮することが望まれる」、「以上のような教員組織に関する基準については・・・柔軟で現実的な運用を適切に考慮するものとする」とされているのであり、ここには研究業績に関する指摘はなく、むしろ、教育実績や教育能力こそが強調されているし、教員の流動性・多様性の観点からは、例えば、法科大学院における法律実務基礎科目や演習科目において理論と実務を架橋した高い教育能力が認められる実務家教員が、法律基本科目の講義を担当しようとするとき、その実務家教員が研究論文を書いていないという形式的な理由からこれを否定することは妥当ではなく、逆に、教員の流動性・多様性を高めるため、これを認めるような柔軟で現実的な運用をすべきなのであり、かかる運用がなされるような基準・指針に変更されるべきである。実務家教員（理論と実務を架橋する高度の教育能力を有する者であることが前提）が法律基本科目の講義を担当できるようになれば、教員確保が困難という現実問題もある程度解消されることになる。
 - 3 成績評価に関する基準 4-1-3 等に関連すると思われるが、中教審法科大学院特別委員会の平成 21 年 4 月 17 日付け報告において指摘されている法学未修者 1 年次から 2 年次への進級判定の厳格化を、基準ないし指針に明示的に盛り込むべきではない。この法学未修者の進級判定の厳格化は、法学未修者は 1 年次を修了する段階で法学既修者に追いついていなければならないという法学既修者を事実上の標準とした発想の現れであると言わざるを得ず、「標準修業年限は 3 年」とするという法科大学院が法学未修者を標準とした制度であることと整合しないし、社会人・他学部出身者がますます法科大学院を敬遠する要因にもなりうるからである。法科大学院において厳格な成績評価をすべきことは当然のことであり、一般的な基準・指針でもついでいていない法学未修者を進級させないような対応は可能であり、あえて、法学未修者の 1 年次から 2 年次への進級の場面だけを取り上げて厳格化すると明示すべきでない。

2. 評価の方法及び内容・結果について

（１）自己評価書について

①法科大学院の自己評価書の理解しにくかった点について

- ・ すべてにわたり、聞きたいことが答えられていない。章・項目ごとの書き手が違うようで一貫性がない。

【評価担当者】

③自己評価書に必要な根拠資料のうち、引用・添付されていなかったものについて

- ・ すべてにわたり、対象校が聞かれている内容、要求されている資料のことを理解できていない。

○自己評価書の様式についての意見、感想など

- ・ 自己評価書の記述の根拠がまだ十分でない対象校がある。うっかりミスなのか、それとも意識的なのか分からない。
- ・ 予備評価時と異なる制度に手直しをした場合には、十分に評価基準との整合性を吟味する必要があることを、対象校に周知した方がよい。問題がそうした個所で生じやすいことがわかった。今後は前回の本評価時と制度を変えた点に注意が必要と思われる。

(2) 書面調査について

④機構が示した書面調査票等の様式で記入しにくかった点について

⑤書面調査を行うために必要であったと思われる参考となる情報（客観的データ等）について

- ・ 気がついたのは、第三者評価の結果や学生のアンケート結果がつけてない対象校があった。

○書面調査についての意見、感想など

- ・ 書面調査で機構の担当者が一部記入してくれることがあるが、その場合に追加する場合は記入するとして同じ記述は省略できるように統一してくれると助かる。
- ・ データ入力の際、文字のポイントが小さかったので、作業時間が長くなると、非常に疲れました。
- ・ 自己評価書の記載を裏付ける参考資料がどれであり、その中のどの場所を参照すればよいかを具体的かつ明確に記述させるようすれば書面調査にかかる時間の短縮が図れると思われる。
- ・ 日ごろ法科大学院の授業は担当していても、その運営に深くタッチしていない実務家教員の立場から言わせていただくと、書面調査は、机上で貧弱な想像力を働かせながら行う過酷な作業であった。法科大学院の運営全般について評価する以上、やむを得ないとは思いますが、客観的に必要条件を満たしているか否かを判断するのであれば、あえて多数の評価委員による同時並行的な書面調査が必要かについて、検討の余地があるのではないかと思います。
- ・ いつも分量が多く大変である。
- ・ 分量が多く、時間もかかって大変だったが、適切な評価をするためにはやむを得ないと思う。自己評価書の記載・資料が適切な章については書面調査もやりやすいが、自己評価書の記載が不十分で、資料が不足している場合には、書面調査にも時間がかかる。自己評価書の善し悪しで書面調査のしやすさも変わってくると感じた。

(3) 訪問調査について

②訪問調査によって十分に確認できなかった点について

- ・ 既修者認定の方法

③訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）のうち、特に充実又は簡素化すべきものについて

- ・ 授業視察の時間をもっと増やすべきだ。
- ・ 法科大学院の主人公は在学生及び修了生であるから、在学生及び修了生との面談をより充実させ、たとえば静岡大学の場合であれば、夜間、人通りの少ない山の上の法科大学院からの帰途の安全の問題の改善についても何らかのコミットをすべきではないか。

⑤訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の適切な人数や構成について

○訪問調査についての意見、感想など

- ・ 訪問調査は事務担当者にとって大変だと痛感するが、訪問して分かることは多く欠くことができないと思う。さらに対象校の労務や配慮を考えると、調査が対象校にとって教育活動等の質の向上に効果があがる訪問調査であるべきだと思う。そのためには厳しい議論もあっていいように考える。

【評価担当者】

- ・ 一連の評価の中での訪問評価の位置づけは、すでに確定しているようである。したがって、以下の意見は現在の法科大学院評価の枠を超えてしまうことになると思うが、評価の究極目的が対象法科大学院の教育活動等の適正を図ることにあるなら、そして、不適合の烙印を押されることが当該法科大学院及びそこに在籍し又は終了した学生にとって計り知れないマイナスとなることを考えると、訪問調査は、評価の最終段階に行うべきではないかと思う。訪問調査の前に対象法科大学院の担当者呼んで、事前に助言を与え、疑問事項を質すなどのプロセスをふむことにより、対象法科大学院に問題点の重要性を十分認識させ、是正の機会を与えた上、それでも改善不可能な場合に不適合の評価を行うという制度に変えるべきではないかと思う。
- ・ 質問事項が多い対象校については、初回の責任者面談の時間（60分）を、もう少し長くとも考えられるのではないか。

（４）評価結果について

○評価結果についての意見、感想など

- ・ 「主な優れた点」、「改善すべき点」を記述するのはいいと思うが、もうひとつ判断基準が分かりにくい。
- ・ 9章、10章はもっと簡素化してもよいのではないかという印象を持った。
- ・ 法科大学院という制度の健全な発展を願うとともに、不適合という評価が対象法科大学院及び在籍生・修了生に与えるダメージを考えると、現在の評価・基準がはたして妥当なものかについては、慎重な考慮を要すると思う。
- ・ 事務局がよくまとめて下さったので、評価について確固としたスタイルが形成されているように思われる。

3. 研修について

○研修についての意見、感想など

- ・ 内容が多いので、十分な時間はとれないかと思うがさすがに研究者や専門家で構成される委員会なので、皆さん理解されているようだ。個人的には最近やっとなれた感じである。
- ・ 所用により研修に欠席しましたが、資料はわかりやすく作成されているといえる。
- ・ 当方が2年目であったため、1年目に比べて分かりやすかった。
- ・ 実際にやってみないとよく分からない部分もあるが、研修そのものは可能な限り理解しやすいように実施されたと思う。

4. 評価の作業量、スケジュールについて

（１）評価に費やした作業量及び機構の設定した作業期間について

○評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についての意見、感想など

- ・ 自己評価書の書面調査は時間的には十分とは思えないが、集中しないと進まないのもあまり長くてもどうかと思う。また夏休みにかかるので、正直なところ家族との時間は犠牲にせざるを得ない。
- ・ 書面調査に要する時間の短縮の工夫がなお必要であろう。
- ・ 書面調査の時間にもう少し余裕がほしい。
- ・ 書面調査が毎年作業量が多く大変であるが、事務局サイドで判断可能な客観的基準については、あらかじめ記入して下さっているのも、やや楽にはなっている。訪問調査中は約束されているのでその間作業することはとくに問題はない。原案は事務局を中心に作成されるので、軽い。
- ・ 書面調査の作業期間の長さ自体は適当だとも言えるが、その時期が法科大学院の期末試験の実施・採点その他多忙な時期と重なっていたことから、作業に費やせる時間の確保が大変だった。

（２）評価作業に費やした労力について

○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ 評価内容が一般社会人のニーズに必ずしも一致しないように思われる。しかし対象校の教育活動等の質の改善には貢献すると思う。その点では作業に費やした労力は必要最小限であると考ええる。
- ・ 評価作業に費やした労力はかなりのものがある。各法科大学院においてより良い法曹教育に活かしてほしい。
- ・ 評価作業に費やした労力は相当であったが、その位に本格的に行わないと実のある評価とはならないので、やむをえないと思われる。

（３）評価作業にかかった時間数について

○評価作業にかかった時間数についての意見、感想など

- ・ 自己評価書の書面調査が最も時間を必要としたが、評価報告書原案の作成も他の委員の評価と比較しながら

【評価担当者】

であるために時間は必要であった。個人的には此方にもっと時間を費やすべきであったと反省している。

- ・ 本来の職務の合間に、適宜時間を使って細切れの作業をせざるを得ない関係で、余分な時間を費やした部分もありますし、また、上記の合計作業時間はまったくの感覚に基づくものです。
- ・ 時間短縮の工夫が必要。
- ・ ②と③については、事務局の補佐があるため、焦点を絞って作業をすればよいため、それほど時間がかからない。①が大変に時間をとられるが、問題点を発見する作業であり各人が担当すべきなのでやむをえない。
- ・ 法科大学院の期末試験の実施・採点その他多忙な時期と重なっていたことから、作業に費やせる時間の確保が大変だった。

5. 評価部会等の運営について

○評価部会等の運営についての意見、感想など

- ・ 評価委員の方々には時間的に余裕があるとは思えないが、皆さん殆ど欠席をされないことに敬服している。法科大学院の実績と改善に対する使命感とも感じられる。評価部会の運営に対しても年々定着してきた。
- ・ 発言をほとんどしない委員がいるなど、実質的な審議となっていたかやや疑問が残る。
- ・ 部会長、副部会長による議事進行が極めてスムーズで、円滑な運営がなされたと思う。
- ・ 委員の人数については、重要な科目のチェックをしっかりと行うという観点から、委員の人数をもう少し増やしてもいいと思うし、その場合、実務法曹（特に裁判官・弁護士）はチェックできる分野・科目の守備範囲が広いし、理論と実務の架橋という観点からも、実務法曹の委員を増やすのが合理的だと思われる。部会運営については、部会長・副部会長の能力が高かったことはもちろん、事務局の皆さんが優秀で、丁寧な準備がなされていたので、とても円滑だったと思う。

6. 評価全般について

○評価全般（評価に携わっていただいていたことも含め）についての意見、感想など

- ・ 評価することに関して経験してみないとその苦労は分からないし、評価の実態について関係者の努力も理解できない。門外漢の立場としても役に立てばと思いつつも、全く自信はない。ただ個人的には研究者や専門家の方々と一緒にできたことは社会的な視野が広がった。対象校そして学生、機構の方々、評価委員の方々に接して分かったことは、法科大学院の将来に夢が持てることへの模索に思えた。
- ・ 法科大学院の教育について、あまり知識を有しない状態から参加したため、評価活動を通じて啓発された点が多く、本来の職務である司法研修所における教育活動において、いろいろな意味で活用することができた。また、機構事務局の評価部会運営に対する関わり方が、参考となったことも見逃せない効果であったように思う。
- ・ 非常に良い経験となりました。ありがとうございました。
- ・ 法科大学院が置かれた厳しい状況を考えると、教育の「質」に関する評価が今後より重要になると思う。そのためにも、訪問調査における授業視察をさらに充実させ、その視察結果を評価にもっと反映させる仕組みが必要ではないか。
- ・ 大学評価という慣れない仕事に携わったことは、得難い経験であり、部会長、副部会長、委員の皆さま、事務方の皆さまに深く感謝しています。仕事を任された以上、できるだけ有益な意見を述べようと、いろいろな努力はしましたが、短期間で各種問題点を把握しそれへの対策を考えることは、やはり能力を超えた作業といわざるを得ず、皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫びしたいと思います。この経験を、いつの日か自らの職域で生かすことができればと思っております。ありがとうございました。
- ・ 設置認可されればあとは事実上ほとんど規制がなかったこれまでの体制は、やはり問題があったと思う。任務は大変であるが、必要な社会的役割を担っていると考え協力してきました。今後とも、ノウハウを色々学んだので、協力をおしえない所存です。
- ・ 今回の評価によって、法科大学院の教育の改善が促進されることになればと思います。
- ・ 機構の評価担当者をなされている先生方は総じて高い見識と能力をお持ちの先生方であり、そのような先生方と議論し、協力しながら評価をすることができ、大変勉強になったし、極めて貴重な経験となった。機構の評価に携わることは、大変光栄であるし、自らの研鑽という意味での実益も大きい。

平成21年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴法科大学院名

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の1～10の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものゝ記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままです。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、法科大学院名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例① は、適切であった -----

回答例② は、適切であった -----

5	4	3	2	1	3
5	4	③	2	1	

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、よろしければどの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかをご記入ください。

--

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、よろしければ重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

--

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1) 自己評価、(2) 訪問調査等、(3) 意見の申立ての3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)		
① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----	5	4	3	2 1	
② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた -----	5	4	3	2 1	
	迷った		迷っていない		
③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った -----	2		1		

→※③について、2 とご回答いただいた場合、よろしければどのような点で迷ったのかをご記入ください。

--

④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった -----	5	4	3	2	1	

→※⑥について、2 又は 1 とご回答いただいた場合、よろしければどのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

--

	参考にした	参考にしなかった	
⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした -----	2	1	

・ 自己評価についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 訪問調査等について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ④ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

--

⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

--

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

- ① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

以下は、意見の申立てを行った法科大学院のみお答えください。

- ③ 貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

3. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価のスケジュールの3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	＜作業量＞					＜作業期間＞				
	とても 大きい		適当		とても 小さい	とても 長い		適当		とても 短い
	(5)		(3)		(1)	(5)		(3)		(1)
① 自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
③ 訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
④ 訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑤ 意見の申立て -----	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるとい う目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解 と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価のスケジュールについて

- ① 自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---

適当	適当でない	
2	1	

- ② 訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ----

2	1	
---	---	--

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想などをご記入ください。

4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)		
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応） は適切であった -----	5	4	3	2 1	

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

5. 評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（１）評価報告書の内容等、（２）自己評価書及び評価報告書の公表、（３）評価結果に関するマスメディア等の報道の３項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2 1
② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった -----	5	4	3	2 1
③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった -----	5	4	3	2 1
④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった ----	5	4	3	2 1
⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった -----	5	4	3	2 1
⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった -----	5	4	3	2 1
⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2 1
⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった -----	5	4	3	2 1

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が分かりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
----------------------------------	---	---	---	---	---	--

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している

している	していない	
2	1	

② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している -----

2	1	
---	---	--

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますので、それぞれお答えください。(具体の活用例、改善例については、別途「7. 評価結果の活用」で質問します。)

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した -----	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想などがありましたらご記入ください。

(2) 機構の評価結果を受けて、次のような効果・影響があると思いますか

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)		
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2 1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2 1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2 1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2 1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2 1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ -----	5	4	3	2 1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2 1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2 1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2 1	
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する -----	5	4	3	2 1	
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する -----	5	4	3	2 1	
⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される -----	5	4	3	2 1	
⑬ 学生（今後入学する者を含む）の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2 1	
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2 1	
⑮ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2 1	

・機構の評価結果による効果・影響に関連してご意見、ご感想がありましたら、ご記入ください。

7. 評価結果の活用について

- (1) 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを5段階でお答えください。

注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴法科大学院の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。

非常に参考になった ← なった → あまり参考に
(5) (3) (1)

課題	(記入例) 【基準5－1－1】FDが不十分である。	5	4	3	2	1	
変更・改善	授業アンケートの分析・活用などの具体的方策の検討を開始した。						
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください

- (2) 貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 その他（具体的に） 	

回答欄

8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

以前に機構の予備評価を受け、今回本評価を受けた法科大学院のみお答えください。

本評価にあたっての予備評価の効果について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで、よい効果があった -----	5	4	3	2	1	

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、よろしければ具体的にどのような効果があったかをご記入ください。

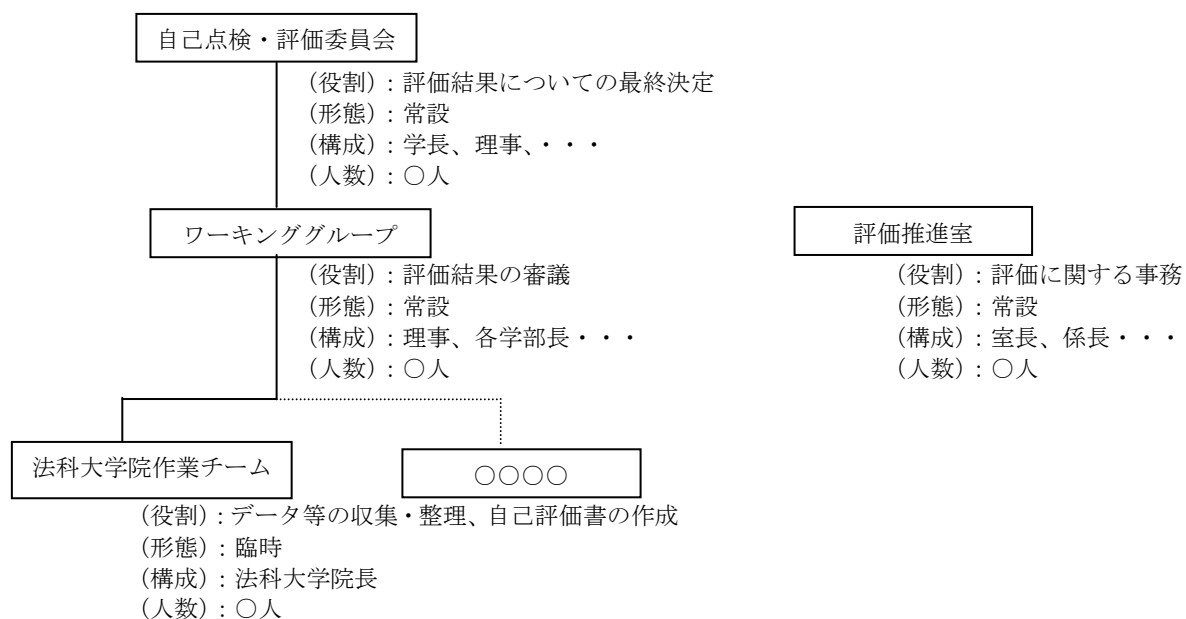
--

9. 評価の実施体制について

貴法科大学院に係る評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教え下さい。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいても結構です。

（記入例）



他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

評価の実施体制について、貴法科大学院が行っている方策・工夫等がありましたらお教えください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えください。

10. その他

認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました

平成 2 1 年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名 _____

今回、当機構の評価に携わっていただき、どのように感じられたか、以下の 1 ～ 6 の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

		強く そう思う ← 言えない → どちらとも 全然そう 思わない					
		(5) (3) (1)					
回答例①	は、適切であった -----	5	4	3	2	1	3
回答例②	は、適切であった -----	5	4	③	2	1	

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が評価しにくかったかをご記入ください。

--

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

--

- ・ 基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（１）自己評価書、（２）書面調査、（３）訪問調査、（４）評価結果の４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価書について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

--

- ② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていたかをご記入ください。

--

・自己評価書の様式についてご意見、ご感想などをご記入ください(特に対象校に事前に伝えたい点、様式上の事項として不足のあった点などがあればお聞かせください)。

[illegible]

(2) 書面調査について

- ① 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

--

- ② 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった。-----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、5又は4とご回答いただいた場合、どのような情報（客観的データ等）であったかをご記入ください。

--

・書面調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

--

(3) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

--

- ③ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※訪問調査の実施内容のうち、特に充実又は簡素化すべきものがあれば、ご記入ください。

--

- ④ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

--

- ⑥ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ・ 訪問調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(4) 評価結果について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された ----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示す
 という方法は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた
 点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・ 評価結果についてご意見、ご感想などをご記入ください。

3. 研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3 2 1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3 2 1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3 2 1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った -----	5	4	3 2 1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3 2 1	

・ 研修についてご意見、ご感想などをご記入ください。

4. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価作業にかかった時間数の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	＜作業量＞					＜作業期間＞						
	とても 大きい ←		適当	→ 小さい		とても 長い ←		適当	→ 短い			
	(5)		(3)		(1)	(5)		(3)		(1)		
① 自己評価書の書面調査 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
② 訪問調査への参加 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
③ 評価報告書原案の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という
 目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進する
 という目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から
 理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・ 評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

① 自己評価書の書面調査	およそ		時間
② 訪問調査の準備	およそ		時間
③ 評価報告書原案の作成	およそ		時間

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想などをご記入ください。

5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 部会運営は円滑であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想などをご記入ください。

6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響など評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く (5)	どちらとも (3)	全くそう (1)		
① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う -	5	4	3	2 1	
② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う -----	5	4	3	2 1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2 1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2 1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2 1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2 1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

ご協力ありがとうございました